

新しい地方経済・生活環境創生交付金 (デジタル実装型) Q&A集

2024年12月23日発行 第1.0版

内閣府 地方創生推進室
内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
内閣官房 デジタル行財政改革会議事務局
デジタル庁 国民向けサービスグループ

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型） Q&A集

● 目次

1. デジタル実装型 全般	P. 3
2. 優良モデル導入支援型【TYPE1】	P.21
3. 先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】	P.25
4. デジタル行財政改革先行挑戦型【TYPES】	P.32
5. その他	P.33

● 更新履歴

- ・ 2024年12月23日 第1.0版発行

● 凡例

- ・ 従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプ（令和3年度補正予算措置分）及びデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（令和4年度第2次補正予算及び令和5年度補正予算措置分）については以下、「過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプ」と表記する。

本資料に関する留意事項

- 本Q&A集に記載している内容は、説明会での質疑応答時に寄せられたものに加え、直近での地方公共団体からの問合せ内容等を踏まえ作成したものです。
- 今後も、問合せ等の内容も踏まえ、Q&Aの回答を更新・追加していきます。

1. デジタル実装型 全般 -制度趣旨-

Q1 「デジタルを活用」とは、具体的にどのようなものを活用することを想定しているのか。

A 人工知能関連技術、IoT活用関連技術、クラウド関連技術その他の先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いることで、電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適切かつ効果的に活用することを想定している。

Q2 デジタルの実装について、「実装」の定義如何。

A 調査や実証実験の段階にとどまらず、地域の課題解決、地域の魅力向上のため、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を行うこと。

Q3 実施計画提出時点で、R6年度の実装結果・成果に応じて、R7年度以降の事業実施の有無を判断する事業の場合、交付対象事業となるのか。

A 交付対象となるデジタルサービスの実装に関して、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を前提としており、R7年度以降の継続を前提としない事業は交付対象に該当しない。

Q4 「既に確立されている優良なモデル・サービス」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプで採択されている必要があるのか。※関連QA P23 Q15

A 他の地域等において、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を目的とし、地方公共団体等が関与して、既に導入されているモデルやサービスを想定している。既に導入されているのであれば、その実施主体や財源は不問であり、過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプで採択されている必要はなく、民間企業が提供しているサービスでも、地域に実装済みで一定の効果が出ているものであれば対象となり得る。
また、別途実証事業を実施しておりその実証成果を活用して実装する場合も本交付金の対象となり得る。

Q5 「事業を実効的・継続的に推進するための体制」は申請時点で確立されている必要があるか。事業着手時点で確立できていれば支障ないか。

A 申請時点において体制が確立されていることが望ましいが、少なくとも事業着手時点では確立されていることを、そこに至るプロセスを含め、実施計画において具体的に示されていることが必要である。

Q6 申請事業は、地方版総合戦略や地域再生計画に記載されている必要があるのか。

A 地方版総合戦略や地域再生計画へ記載されていることを申請要件とはしていない。

Q7 1団体あたりの「申請総額の上限額」や、1申請あたりの「下限金額」はあるか。

A 1団体あたりの「申請総額の上限額」や、1申請あたりの「下限金額」に関しては個別に定めていない（上限額は各TYPEの1事業あたりの限度額と申請可能件数を掛け合わせた額となる）。

1. デジタル実装型 全般 -制度趣旨-

Q8 「申請上限数」とは、全てのメニュー（TYPE1、V、S）を合わせた数なのか。

※関連QA P14 Q3 / P32 Q5

A 「申請上限数」とは、TYPE1/Vを合算した数である。ただし、TYPEVは1件のみ申請可能。なお、TYPE1において、地域間連携事業を申請する場合、1事業まで団体毎の申請上限件数の枠外とする。※「一定の地域間連携事業」（定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組または隣接していない地域間における遠隔での地域間連携の取組）については、従来通り、団体毎の申請上限数の枠外とし、事業数の上限は設けないものとする。

また、TYPESへの申請は、申請上限とは別枠として扱う。

Q9 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプの採択数によって、今年度募集分の申請上限数に与える影響はあるか。

A 影響はない。ただし、デジタル実装の取組を増やす観点から、TYPE1では過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプにおいて未採択団体について、一定の措置を講ずる。

Q10 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプにてTYPE2/3として採択された団体が、次年度（R7）交付（予定）のTYPE1に申請することは可能か。

A 当該団体によるTYPE1の申請は、原則として、申請事業が構築済みのデータ連携基盤を活用して行われるものである場合に限り、申請することが可能（当該データ連携基盤を活用しない場合は、その理由について合理的な説明を行うこと。）。

Q11 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプにてTYPE2/3として採択された団体が、構築済みのデータ連携基盤を活用した新たなサービスを実装する事業についてTYPE1に申請する場合、当該サービスについては、「他の地方公共団体等でデータ連携基盤を活用したサービスとして確立していること」が要件となるのか。

A サービスとして他の地方公共団体等で確立している必要があるが、他の地方公共団体等において「データ連携基盤を活用したサービスであること」までが確立していることを求めるものではない。

Q12 既に地域に実装されているA社が開発したサービスと同様のサービスを、B社が一から開発する場合、対象となるか。

A 本交付金は既存の優良モデル等を活用して迅速に実装する取組を支援するものであり、同様のサービスであっても、一から開発するものは交付対象としては認められない。

ただし、導入先の実情に即して既存のサービスを一部カスタマイズすることは、合理的な範囲であれば対象経費として認められ得る。

一方、開発に長期間を要するものや当該開発費が事業費の太宗を占める場合は、サービスの実装に必要な範囲を超えるものであり、対象経費としては認められない。

1. デジタル実装型 全般 -対象事業-

- Q1** 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプ採択事業について、機能追加は対象として認められるか。また、既存事業（地方公共団体の単費等により、当該団体に既に実装しているサービス）の機能追加は対象となるか。
- A** 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプにおける採択事業又は既存事業（地方公共団体の単費等により、当該団体に既に実装しているサービス）の機能追加については、いずれも新規サービスと同等の拡充があることを条件に認められ、新規サービスと同等の拡充がない場合は対象事業として認められない。なお、事業の内容に応じて、以下のとおりKPIの設定が求められる。
- ◎過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプ採択事業の機能追加の場合
原則、機能追加部分に係る事業効果を計測する新規のKPIを設定すること。加えて、機能追加に伴い過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプ採択事業において設定しているKPIに上昇が見込まれる場合は、従前のKPIの実績値に上乗せしたKPIを別途設定すること。
- ◎既存事業の機能追加の場合
機能追加部分に係るKPIを設定すること。その際、既存事業における計測済の指標をKPIとして設定する場合は、直近の実績値に上乗せした目標値を設定する必要がある。
- Q2** 当年度（R6）に地方公共団体に既に予算計上している事業は、次年度（R7）交付（予定）の本交付金支援対象となるか。
- A** 当年度予算を次年度に繰り越す等して、当該事業を交付決定後に着手する場合は対象となり得る。ただし、交付決定日以前の着手は認められないため、既に当該事業に関して契約締結済の場合は対象外となる。
- Q3** 地域のデジタル化推進として、デジタル関連のニーズ調査や計画策定支援等を検討している。当該事業は本交付金の支援対象となるか。
- A** 本交付金は既存の優良モデル等を活用したサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、具体的なサービスの提供に至らない調査事業や計画策定支援等は交付対象事業に該当しない。
- Q4** 地域の産業振興として、研究開発（例：大型ドローンや宇宙空港関連事業等）を検討している。当該事業は本交付金の支援対象となるか。
- A** 本交付金は既存の優良モデル等を活用したサービスを地域・暮らしに実装する取組を支援するものであり、具体的なサービスの実装を伴わない研究開発事業は交付対象事業に該当しない。
なお、本交付金は単年度に限って支援するものであり、中長期に渡る研究開発はその意味でも対象にならない。
- Q5** 交付決定日前の事前着手は認められるか。
- A** 交付決定日より前の事前着手は認められない（採択された事業について、交付決定日より前に、支出負担行為にあたる契約の締結を行うことはできないが、事業者の選定作業は、地方公共団体の準備行為として実施可能である）。

1. デジタル実装型 全般 -申請手続-

Q1 交付申請者が地方公共団体ではなく、市が参画するコンソーシアムでも可能か。

A コンソーシアムの申請は不可となる。交付申請者は地方公共団体（都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第4条第1項の規定による港務局を含む。）となる。

Q2 申請書の実施体制において、申請時にサービス提供事業者は未定であってもよいのか。

A 申請時におけるサービス提供事業者は未定（予定）でも申請可能。交付決定後、地方公共団体のルールに則って適切に事業者を選定すること。

Q3 採択結果の可否理由は、開示されるのか。

A 不採択の場合は理由を付して通知する予定。

Q4 申請に当たって、必要経費算定に用いた見積書の提出は必要か。

A 原則として見積書の提出は求めないが、実施計画に記載する経費は見積書等にて裏付けされた金額を記載すること。なお、審査等の過程において、積算根拠資料として見積書の提出を求める場合がある。

Q5 KPIについて1事業に対して1つ設定すればいいのか。例えば、今回募集時のデジタル実装型の実施計画様式にはKPI（アウトプット3つ、アウトカム3つ、合計6つ）の枠が用意されているが、6つ全部指標を立てる必要があるか。

A KPIは、1事業に対して、アウトプット指標、アウトカム指標それぞれ1項目以上設定する必要がある。なお、KPIは事業の成果を評価する指標であり、複数項目設定されることがより望ましい。

Q6 R6年度中にデジタル実装型が措置され、一定の要件を満たしR7年度に繰り越された事業であって、当該事業がR7年度中に完了しない場合、R8年度に当該事業を繰り越すことは可能か。

A R8年度への繰越については原則として認められないが、社会通念上避けがたい事故が発生し工事等が遅延した等の相応の繰越事由がある場合には、事故繰越が認められる可能性がある。その場合、都道府県事業分については、内閣府が一括して財務省と、市区町村事業分については、都道府県が地方財務局と協議するものとする。

1.デジタル実装型 全般 -申請手続-

Q7 一部事務組合も申請可能とのことだが、申請上限数はどうなるのか。

A 一部事務組合について、主に都道府県が主体となるものは9事業、主に市区町村が主体となるものは5事業を申請上限数とする。なお、都道府県・市区町村の申請上限数とは別枠。

Q8 本交付金を利用できる県、市区町村の組織について、どの範囲までが対象となるか。例えば、知事部局、議会事務局、教育委員会等各種委員会、公営企業、県警は対象となるか。

A 本交付金の交付対象として制度として定める範囲は地方公共団体（都道府県、市区町村）であり、団体内での組織毎の範囲制限は特段設けていない。

Q9 特別会計や公営企業会計で実施する事業に本交付金を充当することは可能か。

A 可能である。地方公共団体内のお金の流れ（繰出等）については各地方公共団体のご判断で適切にご対応いただきたい。

Q10 「コンソーシアムを形成する等」とあるが、コンソーシアムの形成は必須か。

A 事業を実施する上で必要な体制が確立されていれば、コンソーシアム形成は必須ではない。ただし、事業を実施する上で必要な関係者とその役割分担等を具体的に記載していただきたい。

Q11 複数事業の全体計画推進、進捗管理及び、各事業者への発注などを、コンソーシアム（協議会や一般社団法人等）へ包括的に業務委託することは可能か。必要となる事業者への発注はコンソーシアムから実施することを想定している。

A 交付対象事業の実施責任主体は地方公共団体であり、コンソーシアムに業務委託した場合であっても、複数の事業全てについて、地方公共団体は事業の実施に責任を負うのであれば、そのような業務委託は可能。

1. デジタル実装型 全般 -経費-

Q1 次年度以降のランニングコストについて交付金を充てることは可能か。

A 本交付金は、住民等に対する継続的なサービス提供を前提としており、その事業の立上げに掛かる費用を単年度に限って支援するものであり、申請時に翌年度以降の収支を含む実装後2年間に渡る運営計画で記載いただいている通り、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提。
他方、事業の立上げに掛かる費用として単年度に支出するものであれば、例えば、複数年契約に基づくPCレンタル料やクラウドサービス利用料を複数年分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている3か年（実装計画期間1年、運営計画期間2年）を上限として対象経費に含めることが可能。

Q2 地方公共団体における予算計上時期は、R6年度補正、R7年度当初、R7年度補正など、定めはあるか。

A 地方公共団体がいつ予算計上するかについては、当方から何ら制約を課すものではなく、各地方公共団体のご判断で適宜ご対応いただきたい。

Q3 デジタル実装型の地方公共団体の負担分に充当可能な地方財政措置はあるか。

A R6年度補正予算を財源とするデジタル実装型の地方負担については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

Q4 国による他の補助金等を受けている事業に、デジタル実装型を充当することはできるのか。

A 国による他の補助金等の交付を受けている、又は受けることが確定している事業には、デジタル実装型を充当することはできない。なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること。

Q5 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプでTYPE1として採択された事業について、データ連携基盤の活用を検討している。当該データ連携基盤の構築に係る費用に、新たにTYPE1を充てることは可能か。

A TYPE1の要件を満たす場合、その事業の遂行に必要な範囲であればデータ連携基盤の構築に係る費用に充てることも認められ得る。
ただし、TYPE1はデジタルを活用したサービスを地域や暮らしに実装する事業が対象であり、新たなサービスを伴わず、データ連携基盤の構築のみを目的とする場合は対象外となる。また、データ連携基盤の構築が事業の遂行に真に必要なものであることが求められ、過大な経費であれば対象外となる。

1. デジタル実装型 全般 -経費-

Q6 市区町村の負担分に、県の財源による補助金を充当することは可能か。

A 県の財源による補助事業については、国から特段の制限はなく、充当可能である。

Q7 地方負担分に企業版ふるさと納税や民間企業の寄附金、負担金等を充当することは可能か。

A 地方負担分に企業版ふるさと納税を充当することは可能である。また、民間企業から地方公共団体に対する寄附金（企業版ふるさと納税の適用されない本社所在地への寄附）や負担金等は、地方公共団体が実施する事業の自主財源を確保する方策の一つであることから、地方負担分に充当することも可能である。

Q8 高齢者等が住民サービス等をオンラインで行う際の操作を補助するため、支援員と独自のコールセンターの運営を検討しているが、これらの人件費、委託費は対象になるか。

A オンラインによる住民サービスの遂行に必要な範囲において、利用者の操作を補助するための支援員の人件費やコールセンター運営の委託費も対象経費として認められる。

Q9 デジタル推進に関わる各種事業を進めるにあたり、個人への補助金は（例：インターネット利用料の補助やPC等のハード整備の補助）対象になるか。

A 特定の個人等に対する給付経費に類するものに該当し、本交付金の対象外経費となる。

Q10 地域の中小企業の生産性向上のため、各事業者が内部の生産、管理業務等のデジタル化を行うための費用の補助を検討しているが、対象になるか。

A 地域の中小企業の生産性向上という課題解決のため、既存の優良モデル等を活用して、地域の中小企業の生産・管理業務等のデジタル化を行う事業であれば、交付対象事業に該当すると考えられ、その場合、当該事業の遂行にあたり、地域においてデジタルの実装に取り組む中小企業に対して地方公共団体が補助する間接補助スキームによることも可能である。

Q11 アナログ規制見直しにあたる調査等の委託費用は交付金の対象になるか。

A デジタル実装型は、具体的なサービスの実装が前提であることから、単に条例等を見直すための調査費用だけでは認められず、見直しを行った上で具体的なサービス実装を行うところまで含めた実装計画の一部として行われる場合に認められる。また、デジタル実装型は年度末までに実装されることを要件としているため、条例の改正・施行、サービスの実装まで同一年度内に実施することが必要である。

Q12 「地方公共団体の職員の人件費」は対象外とあるが、事業実施のために専任の会計年度任用職員を任用する場合、この人件費及び旅費は対象になるか。

A 事業実施のために専任の会計年度任用職員を任用している場合、この人件費及び旅費は交付対象とすることができる。

1. デジタル実装型 全般 -経費-

Q13 本交付金を地方公共団体から民間事業者への補助事業に活用することはできるか。

A 当該事業の実施にあたり、民間事業者（企業・団体）に対して地方公共団体が本交付金を活用して補助を行う実施形態も認められる。なお、地方公共団体から民間企業等に間接補助スキームを行う場合であっても、地方公共団体には善管注意義務が発生することから、民間企業等が交付対象事業を適切に実施していることを管理する責任が生じる。加えて、地方公共団体が自ら事業を実施する場合や民間事業者等に事業を委託する場合と異なり、補助事業による場合には、実装計画（事業経費内訳及び運営計画における収支予定）において、民間事業者（企業・団体）の継続的な経費負担等、事業の継続性を担保するための見通しを明確に示すことが求められる。

Q14 事業年度内にサービス開始できなかった場合に、交付金を返還する必要が生じるのか。

A 事業年度内にサービス開始できなかったことを理由に、交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還していただくことは想定していない。ただし、事業年度内にサービス開始できなかったことについての合理的理由が示されるとともに、具体的なサービス開始に向けたスケジュールを明記した実施計画について報告を求める場合がある。

Q15 交付対象事業終了後2か年経過後にKPI未達となった場合、交付金を返還する必要が生じるのか。

A KPIの達成度が低いことを理由に、交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還していただくことは想定していない。ただし、KPI達成度が未達となった場合、追加の取組計画の策定及び進捗状況の報告を求める場合がある。

Q16 既存事業（地方公共団体の単費等により、当該団体で既に実装しているサービス）における機能追加に併せて既存のシステム・機器の更新を行う。当該更新に係る費用は対象になるか。※関連QA P5 Q1

A 既存事業（地方公共団体の単費等により、当該団体で既に実装しているサービス）における機能追加に必要な範囲において、システム・機器の更新に係る費用も対象経費として認められる。ただし、更新に係る費用が事業費の太宗を占める場合、サービスの実装に必要な範囲を超えるものであり、対象経費としては認められない。また、TYPE1はデジタルを活用したサービスを地域や暮らしに実装する事業が対象であり、新たなサービスを伴わず、更新のみを目的とする場合は対象外となる。

1.デジタル実装型 全般 -マイナンバーカード関連-

Q1 マイナンバーカードの空き領域を活用する場合には、J-LISの「マイナンバーカードアプリケーション搭載システム」の導入が必要だが、当該導入コストは本交付金の対象経費となるのか。

A 実装するサービスに紐づく経費であれば、本交付金の対象経費となる。

Q2 TYPE1 については、申請事業の内容がマイナンバーカードを利活用する取組である場合には、一定の加点措置が講じられることとなっているが、取組の内容によって点数の大小はあるのか。

A TYPE1については、申請事業の内容においてマイナンバーカードを何らかの形で利活用する取組である場合には、点数の傾斜は特に設けず、一律での加点を行う方針。

Q3 TYPEVにおいて、マイナンバーカードを利活用したサービスが新規開発を伴うものであっても問題ないか。

A R7年度内に実装可能であることを前提に、新規開発要素があっても問題ない。

1. デジタル実装型 全般 -スタートアップの活用-

Q1 スタートアップの「企業」の定義は何か。スタートアップの法人格に制限・条件はあるのか。

A いわゆる「企業」、営利を目的として事業活動を行う組織であって、法人格を有するものが対象となるが、その法人格の種類（株式会社・合同会社など）に特段の制限や条件は付していない。
（NPO法人等の非営利組織や法人格を有さない個人事業主は、加対象である「スタートアップ」企業には該当しないと考えている。なお加対象とならないだけで、これらの組織等が申請事業に係るサービスの提供主体となることは問題ない。）

Q2 地場スタートアップの要件における「本社または支社機能」の定義は何か。

A 当該地域における継続的な拠点機能を有することを求めるものであり、登記上の本店や支店に限られず、実質的に本社又は支社の機能を果たす事務所又は事業所や、1年以上の長期法人契約を締結しているサテライトオフィスも含まれる。

Q3 スタートアップの対象外とする要件における、「常時雇用する従業員数」には、学生インターンやアルバイト、業務委託契約のスタッフは含まれるのか。

A 期間の定めなく雇用されている者、または過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者が該当する。従って、一定の期間を定めて雇用されているインターン、アルバイト、業務委託スタッフは含まれない。

Q4 スタートアップの活用を検討している場合、調達手続においてどのような工夫が有効と考えられるか。

A 採択事業に係る調達は、各団体の責任において適切に実施していただくものであるが、スタートアップの活用を検討している場合には、以下のような点が参考になると思われる。

◎トライアル発注制度

新製品の販路開拓を支援するため、随意契約による発注を可能とするための認定等を行う制度

※参考法令：地方自治法施行令第167条の2第1項（抜粋）
（随意契約）

第167条の2

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

・新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

◎仕様書作成における留意事項

スタートアップの提供するサービス等の活用を検討している場合、当該サービス等が有する特長的な機能や他のサービス等に対する優位点がサービス実装にあたり重要な要件となっていることが通常であることから、仕様書の作成においても、調達するサービス等が満たす要件として当該特徴的な機能や優位点を具体的に記載し、これらの点を充足することが必須であることを仕様書上明確にしておくことが効果的である。

1.デジタル実装型 全般 -スタートアップの活用-

Q5 入札等調達のプロセスで、交付金採択事業をスタートアップが受託しなかった場合、加点措置はどのような取り扱いになるのか。

A スタートアップ活用に伴う加点措置は、計画書に記載したスタートアップから実際に調達することで適用されるため、調達後速やかに実態について国に報告することが必要（調達時に使用した仕様書等の提出も含む。詳細は別添7参照）。なお、万が一当該スタートアップから調達できなかった場合は、加点措置が取り消される。

1.デジタル実装型 全般 -地域間連携の推進（TYPE1）-

Q1 未採択団体が従たる申請者として地域間連携事業を申請する場合においても、優先採択や加点は適用されるのか。

A 適用されない。ただし、未採択団体が主たる申請者である場合、優先採択や加点を適用する。

Q2 地域間連携事業で申請する場合、国が交付金を支給する地方公共団体は、主申請者となるのか。それとも、共同で申請する地方公共団体それぞれに交付金が支給されるのか。

A 地域間連携事業として、複数の地方公共団体が交付金を申請する場合は、それぞれの地方公共団体へ交付金を交付する。

Q3 地域間連携事業の申請上限数や交付対象上限額はどうか。※関連QA P4 Q8

A 申請上限数は、連携する地方公共団体それぞれにおいて1事業としてカウントされ、都道府県（9事業）、市区町村（5事業）の申請上限数の枠内で申請可能である。※「一定の地域間連携事業」（定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組または隣接していない地域間における遠隔での地域間連携の取組）については、従来通り、団体毎の申請上限数の枠外とし、事業数の上限は設けないものとする。また、「一定の地域間連携事業」に該当しない、一般的な地域間連携事業である場合は、1事業まで団体毎の申請上限件数の枠外とする。

交付対象上限額は、連携する地方公共団体の交付対象上限額＝連携する地方公共団体数×TYPE1の上限額（1億円）となる。

Q4 TYPE1における、地域間連携事業の加点の考え方はどのように整理されているか。

A 地域間連携を推進するため、従来より設けていた「一定の地域間連携事業」に加え、「一定の地域間連携事業」に該当しない、一般的な地域間連携事業として申請する場合や、過年度に地域間連携事業を申請したことが無い団体が、主たる申請者として初めて申請する場合であっても加点対象となる。

Q5 地域間連携による付加価値を定量的に計測するKPIの設定は必須であるか。また、すべてのKPIの設定が必須となるのか。

A 必須である。ただし、事業の性質に応じて設定可能なKPIが異なることが想定されるため、①コストの低廉化 ②サービス品質の向上 ③利用者の負担軽減のうち、いずれか1つ以上をKPIとして設定することを必須とする。

1. デジタル実装型 全般 -共通化・標準化の推進-

1. デジタル地方創生モデル仕様書の活用

Q1 デジタル地方創生モデル仕様書（以下「モデル仕様書」）を活用したか報告が求められるか。

A 実績報告を行う必要があり、モデル仕様書の活用状況報告書、アンケートへの回答、調達時に活用した仕様書及び実装状況機能回答票の提出が必要となる。また、個別調査等においてモデル仕様書の活用状況の調査、調達事務の削減効果等についても調査を行う予定である。

Q2 モデル仕様書の活用を前提に採択されたが、調達時に仕様書を使わなかった場合は、加点措置はどのような取り扱いになるのか。

A 加点措置を受け採択された場合、モデル仕様書を活用しないことは認められない。モデル仕様書の活用を前提に適用されるため、調達後速やかに実態について国に報告することが必要（調達時に使用した仕様書等の提出も含む。）。なお、万が一モデル仕様書を活用しなかった場合は、加点措置を取り消す。

Q3 モデル仕様書の内容は今後改訂されるか。

A 自治体へのアンケート調査や事業者へのRFIなどで集約した意見を踏まえて、適宜見直しを行う予定であるがR6年度補正予算交付金申請案件については、事務連絡発出までに示している内容・範囲で申請いただいて差し支えない。

Q4 モデル仕様書の対象となるサービス類型は今後拡大されるか。

A 対象サービス類型の市場動向等を踏まえながら、適宜見直しを行う予定であるが、今年度の交付金申請時の対象は21類型とする。

Q5 カタログで★が付いているサービス/システムの基準は何か。

A 当該サービス分類においてモデル仕様書により規定する「必須機能」と「場合により必須となる機能」を満たしており、かつ当該交付金の採択実績のあるサービス/システムに★を付けている。

Q6 モデル仕様書を活用する場合、カタログの★付きのサービス/システムの中から導入する必要があるか。

A モデル仕様書では必須となる機能を示しており、この機能を満たすものであれば、カタログ掲載の★付きのサービスから選択する必要はない。

Q7 実際に事業者と契約する際に、契約書の添付資料として、モデル仕様書がないと交付金の対象外となるのか。

A 加点措置を受け採択された場合、モデル仕様書を活用しないことは認められない。

1. デジタル実装型 全般 –共通化・標準化の推進–

1. デジタル地方創生モデル仕様書の活用

Q8 モデル仕様書を活用することで、どのようにベンダーロックインを回避する想定なのか。

A 対象となるサービス分類の要求仕様をモデル仕様書として公開することで、当該サービス類型におけるサービスの参入を促す効果があると考えている。

Q9 モデル仕様書活用における「調達」とはどの時点を指しているものなのか。

A 制度概要などで示す「調達」は「業者決定し、契約を締結する」タイミングのことを指している。したがって、モデル仕様書については、入札公告時にモデル仕様書を活用することが必要となる。併せて、実装した機能について契約済の事業者が記載した実装機能回答票の提出が必要となる。

モデル仕様書の活用方法については、デジタル地方創生サービスカタログサイトに掲載している、「デジタル地方創生サービスカタログ・モデル仕様書活用の手引き」をご確認ください。

<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/>

2. SaaS等活用支援の加点措置

Q1 SaaS等活用支援の加点措置（TYPE1Plus）は、どのような事業が対象となるのか。対象サービスを調達しなかった場合に、加点措置はどうなるのか。

A TYPE1の申請締切時点で、デジタル庁が運営する「デジタル地方創生サービスカタログ」に掲載されているサービスのうち、デジタル行財政改革の重点分野から事前に指定するサービスが対象となる。なお、対象サービスを調達しなかった場合には、事後的に加点措置が取り消しとなる。

3. DMPの活用

Q1 DMPとは何か、どのように活用できるか。

A DMP（デジタルマーケットプレイス）とは、ウェブサイト上でサービスの情報が公開され、行政・自治体が検索結果からサービスの比較・検討を行えるサービスである。

（DMPサイトURL） <https://www.dmp-official.digital.go.jp/>

1. デジタル実装型 全般 – 共通化・標準化の推進 –

4. 自治体窓口DXSaaSの活用

Q1 自治体窓口DXSaaSの導入を検討しているが、R7年度における提供事業者の新規追加はあるのか。

A R7年度提供事業者の公表はR6年度内を予定している。実施計画への利用料の算出は、R6年度提供事業者の金額を参考に算出いただきたい。

Q2 自治体窓口DXSaaS導入での加点を希望するが、どういった場合が対象となるのか。

A 今回加点対象となるのは、自治体窓口DXSaaSを導入する事業であり、
①窓口サービスとして新規に自治体窓口DXSaaSを導入する場合、又は、
②導入済みの「書かない窓口」サービスを自治体窓口DXSaaSに切り替えて導入する場合、
のどちらも対象となる。②の場合、切り替えに必要な改修費も対象経費として認められる。
なお、当該加点措置は自治体窓口DXSaaSの導入を前提とするものであり、当該加点措置の適用を受けて交付決定された後、他の「書かない窓口」サービスに変更することは認められない（ただし、自治体窓口DXSaaSを提供するベンダーの中で、当初想定していたのとは異なるベンダーと契約する場合は特に問題はない。）。加えて、TYPE1においては、BPRの実施状況・実施方針により傾斜を設ける。

Q3 TYPE 1 における自治体窓口DXSaaSの加点はどのような傾斜になるか。

A ① 窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用して（内定団体含む）BPRを実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する場合は12点、
② 窓口BPRアドバイザー育成研修に職員を派遣して（内定団体含む）独自にBPRを実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する場合は8点、
③ ①、②以外でBPRを実施済み、又は、これから実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する場合は4点を加点する。
なお、窓口BPRアドバイザー派遣事業、及び、窓口BPRアドバイザー育成事業については次のURLを参照すること。（URL：[窓口BPRアドバイザー派遣事業 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp/)）

Q4 内定団体を含むとあるが、窓口BPRアドバイザー派遣事業等にはいつまでに応募すればよいのか。

A 事前相談の締切日までに応募を完了し、計画書の該当項目にその旨を記載すること。

Q5 申請の段階で自治体窓口DXSaaSの導入を決定できない場合には、どのように申請すればよいのか。

A 自治体窓口DXSaaSを導入することを確約できない場合は加点対象とはならないが、他の「書かない窓口」サービスを導入するものとして、実施計画を申請いただくことは可能。交付決定後、自治体窓口DXSaaSの導入の可能性も含め「書かない窓口」サービスを調達・導入することも可能である。

1. デジタル実装型 全般 – 共通化・標準化の推進 –

4. 自治体窓口DXSaaSの活用

Q6 自治体情報システムの標準化・共通化でのガバメントクラウド利用が予定されるが、ガバメントクラウド上で提供される自治体窓口DXSaaSにおいても共通して利用するネットワーク等のインシャルコスト、ランニングコストは対象経費となるのか。

A 他の補助金等で補助を受ける経費については、補助対象とならず、ランニングコストについては補助対象経費とならない。なお、対象経費の整理については下表のとおりである。

				見積依頼先
大項目	コスト分類	詳細	交付金対象の別	
① サービス実装のためのBPRに伴い生じる物品や役務	イニシャルコスト ランニングコストが発生する場合もあり	例：発券機、待合席、案内板やサイネージ、レイアウト変更（電源、電話、ネットワーク工事）、机や椅子やパーティションや棚などの什器類、PCやプリンタの増設、記載台の撤去処分等	○	自治体で判断
② 窓口DXSaaS利用	イニシャルコスト	SaaS利用料 準備（要件定義、セットアップ、テスト、マニュアル作成、研修、本番稼働立ち会い、プロジェクト管理等）	○	SaaS事業者
	ランニングコスト	SaaS利用料（ガバクラ利用料含む）	○	SaaS事業者
③ ガバクラへの接続ネットワーク	イニシャルコスト	庁舎内ネットワーク設定変更に係る費用	△	庁内ネットワーク保守事業者
	ランニングコスト	ネットワーク初期費用	△	回線事業者
④ ゲートウェイ環境	イニシャルコスト	構築費用	△	SaaS事業者、庁内ネットワーク保守事業者、回線事業者、基幹系業務システム事業者等
		運用保守	×	（同上）
	ランニングコスト	ガバクラ利用料	×	（CSP）
⑤ 基幹系業務システムとの連携 ※連携方法により、選択肢が異なる	イニシャルコスト ランニングコストが発生する場合もあり	主に以下の選択肢あり A. RPA利用の場合、RPAライセンス、PRAシナリオ作成 B. 基幹システムが窓口DXSaaS用に連携ファイルを吐き出す経費、吐き出されたファイルをSaaS側が成形して取り込む経費 C. 密結合（直接連携）の場合、システム改修（SaaS側と基幹システムの両方）	○	SaaSベンダー、基幹系業務システム事業者

△：自治体窓口DXSaaSでイニシャルの整備が必要な場合に限り対象

Q7 窓口DXSaaSの利用に係るガバメントクラウド利用料は、昨年度まで補助対象外だったが、今年度は補助対象か。

A 提供事業者はガバメントクラウド利用料を勘案してSaaS利用料を設定しているため、SaaS利用料に内包されるガバメントクラウド利用料も補助対象となる。なお、昨年度まではガバメントクラウド利用料はデジタル庁において負担していたため、自治体側に負担が生じないことから補助対象としていなかったもの。また、Q6のAのとおり、共通して利用する項目に係るランニングコストは補助対象経費とならないため、ゲートウェイ環境に係るランニングコストは、補助対象ではないことに留意されたい。

5. 自治体基盤クラウドシステム（BCL）の活用

Q1 自治体基盤クラウドシステム（BCL）の活用において、今回加算対象となるサービスは何か。

A 自治体基盤クラウドシステム（BCL）上で提供される、コンビニ交付サービスを利用する事業が加算対象となる。

▼ <https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/>

1.デジタル実装型 全般 -加点要件全般-

Q1 複数の加点要件があるが、複数の要件に該当する場合の扱いはどうなるのか。

A それぞれの要件ごとに該当性を判断することとしており、複数の要件に該当する場合は合算される。

Q2 加点要件と、過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプ未採択ではどちらが優先されるか。

A 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプにおける未採択団体から申請された事業が採択基準を満たす場合、各団体につき少なくとも1事業は採択となる。そのうえで、その他の加点要件を勘案のうえ審査を実施。

Q3 加点要件に関して、各項目（マイナンバーカード利用等）の点数配分は開示されるのか。

A 加点要件を含めた配点表は概要資料に記載している。

Q4 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプの採択数に応じた加点はあるのか。

A デジタル実装の取組を拡大し、様々な分野のデジタルサービス実装を後押ししていく観点から、各申請団体に対して、以下の加点措置を講ずる。

①未採択の団体：申請された事業が採択基準を満たす場合、各団体につき少なくとも1事業は採択するとともに、一定の加点を措置。

②採択済みの団体：過年度に採択した分野以外の分野のサービスを実装する場合、一定の加点を措置。

1.デジタル実装型 全般 -その他-

Q1 採択事例に関する資料はあるか。

A 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプの採択事例は、地方創生ホームページを参照。
【RAIDA_デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォーム】 <https://raida.go.jp/>

Q2 TYPE1、TYPEV及びTYPESを同時に申請することは可能か。※関連QA P32 Q5

A 同一事業を複数のタイプに申請することはできない。事業の範囲が明確に切り分けられた別の事業であれば、同一自治体が複数のタイプに申請することは可能。

Q3 一度、実施計画を提出したら、審査期間中の実施計画の変更は認められないのか。

A 提出期限前であれば実施計画の変更は可能であるが、提出期限を過ぎた後の変更は認められない。なお、交付決定後は、一定の要件を満たす場合は交付要綱に基づく変更申請の手続を別途用意している。

2.優良モデル導入支援型【TYPE1】-全般-

Q1 庁内業務のデジタル化（例：業務効率化を目的としたRPA/BPRの導入）事業を検討している。
この費用はTYPE1の支援対象となるか。

A 申請しようとする事業が、単に庁内の業務効率化に止まる地方公共団体の職員のみが裨益するものであり、地域の住民や企業にとって利便性が向上するなど地域に事業の成果が及ぶものでない場合には、そもそも交付対象事業に該当しない。他方、行政手続に係る住民の利便性向上を図る事業において、その遂行に必要な範囲において庁内業務のデジタル化もあわせて行うものであれば交付対象事業に該当し、当該費用も対象経費として認められる。ただし、業務効率化の度合いを計測するようなKPIの設定は、本交付金の趣旨に合致せず、審査における評価対象のKPIとしては認められないことに留意されたい。

Q2 具体的なデジタルサービスの実装を伴わない、デジタル人材育成プログラムの導入を検討している。この費用はTYPE1の支援対象となるか。

A 本交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決等の実現に向けて、既存の優良モデル等を活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域や暮らしに実装する取組を支援するものであり、デジタルサービスの実装を伴わない、一般的なデジタル人材の育成研修や講習事業は交付対象事業に該当しない。他方、地域のデジタル人材育成のためのアプリやデジタル教材の導入等、デジタルサービスを実装する事業であれば交付対象事業に該当すると考えられる。

Q3 地域のデジタル化推進を目的に、地域の高齢者向けのスマホ教室を検討している。
当該事業はTYPE1の支援対象となるか。

A スマホの一般的な利用方法を教える教室を開催するのみの場合、デジタルを活用したサービスを実装する取組とは認められず、交付対象事業に該当しない。
ただし、例えば、行政手続をスマホで可能とするオンライン申請の導入に合わせて住民にその利用方法を教える講習を実施することは、交付対象事業の遂行に必要な要素として認められ得ると考えられる。

Q4 デジタルデバイド解消に向けて、タブレットやPCなどの情報端末を住民に配布する事業を検討している。
端末購入費は、TYPE1の支援対象となるか。

A 住民に対する情報端末の購入費補助は、特定の個人等に対する給付経費に類するものに該当し、本交付金の対象外経費となる。
ただし、交付対象事業を実施するにあたって必要となる情報端末を当該サービスの利用者である住民に配備するための費用であれば、交付対象事業の遂行に必要な費用に該当し、対象経費として認められる。

Q5 専ら地方公共団体の職員（教職員含む）が利用するPC等の端末購入費、更新費用はTYPE1の支援対象となるか。※関連QA P21 Q1

A 単に庁内の業務効率化に止まる地方公共団体の職員のみが裨益するものであり、地域の住民や企業にとって利便性が向上するなど地域に事業の成果が及ぶものでないことから、交付対象として認められない。

2.優良モデル導入支援型【TYPE1】-全般-

- Q6** アプリを活用した健康ポイント事業を検討中である。利用者が獲得した健康ポイントを商品やサービスと引き換える等を行う際の原資は、TYPE1の支援対象となるか。
- A** 健康ポイント事業の実施に際して、利用者が獲得した健康ポイントを商品やサービスと引き換えるために、これらの商品やサービスの提供者に対して地方公共団体からポイント相当分の対価を補填する場合、当該補填は個別企業に対する赤字補填の給付経費に該当するものであり、対象経費として認められない。
- Q7** デジタル技術を活用したサービスの実装に際して、各種プロモーションや利用促進を目的としたイベントを検討している。当該事業はTYPE1の支援対象となるか。
- A** 交付対象事業を実施するにあたり、当該サービスのプロモーション経費や利用促進に係る広報・PR経費、マーケティング等経費も対象経費に含まれる。
- Q8** オンデマンドバス事業を検討している。バス自体の購入費やバスの運行経費も対象経費となるか。加えて、事業者がバスを購入し、市が購入費用を補助する場合、当該補助はTYPE1の支援対象となるか。
- A** バスの購入費や運行経費については、単年度に限り、当該事業の遂行に必要な経費として、対象経費に認められる。また、オンデマンドバス事業の実施を委託する民間事業者に対し、事業の遂行に必要なバスの購入費用を補助することも対象として認められる。ただし、利用者の乗車運賃の割引に充てることは、個人に対する給付に類するものに該当し、対象経費として認められない。
- Q9** デジタル推進に関わるサービス実装（例：GIGAスクール構想の推進もしくは観光促進施策等）を進めるにあたり、ネットワーク環境の整備（例：Wi-Fiの環境整備やインターネットの引込みに要する費用）はTYPE1の支援対象となるか。
- A** 地域におけるデジタルサービスの実装に必要な範囲において、ネットワーク環境整備に係る費用も対象経費として認められる。ただし、ネットワーク環境整備に係る費用が事業費の太宗を占める場合、サービスの実装に必要な範囲を超えるものであり、対象経費としては認められない。また、本交付金は単年度に限り支援するものであり、翌年度以降の月額利用料は支援対象にならない。
- Q10** 交付金の採択後にプロポーザルを実施し、市民向けのアプリを開発したい。仕様等は最低限決めるが、具体的には事業者の提案を見てから事業内容を決めることを検討している。当該事業はTYPE1の支援対象となるか。
- A** 事業目的・内容とも具体化されていないため、申請要件に該当せず、対象とならない。

2.優良モデル導入支援型【TYPE1】-全般-

Q11 地方公共団体のホームページについて、利用者のアクセシビリティ向上を主目的としたレイアウト修正の実施を検討している。当該事業は、TYPE1の支援対象となるか。

A 具体的なデジタルサービスの実装を伴わない、利用者のアクセシビリティ向上を主たる目的とするホームページの更新は交付対象事業として認められない。一方で、AIチャットボットや自動音声読み上げサービスの実装等、具体的なデジタルサービスの実装に必要な範囲においてCMSの修正等を行うものであれば対象経費として認められ得る。

Q12 デジタル地域通貨を活用した商店街の活性化事業を進めるにあたり、当該事業の遂行に必要なキャッシュレス端末を商店街に整備するための費用はTYPE1の対象になるか。

A 地域におけるデジタルサービスの実装に必要な範囲において、キャッシュレス端末の整備等に係る費用も対象経費として認められる。ただし、本交付金は、実装を伴う事業の単年度経費を支援するものであり、翌年度以降の月額利用料は支援対象にならない。

Q13 R7年度内に、対象地域の一部で先行的にサービスを開始する場合でも、TYPE1の対象事業となり得るか。

A 一定の規模の地域に提供されるものであれば、令和7年度内は対象地域の一部での先行的なサービス開始に止まる場合でも交付対象事業として認められる。ただし、残る地域のサービス開始に向けたスケジュールを実装計画に明記することが必要である。なお、R8年度以降に発生する経費は対象外となることに留意されたい。

Q14 R7年度から実装に向けた準備を始めるものの、事業のサービス開始時期がR8年度中となる場合でも、TYPE1の交付対象事業となり得るか。

A 交付対象事業については、R7年度中のサービス開始が原則として求められる。ただし、実装計画において、サービス開始時期がR8年度中となることについての合理的理由が示されるとともに、具体的なサービス開始に向けたスケジュールが明記される場合には、例外的に認められ得る。

Q15 地方公共団体の一部エリアにおいて実証実験を行ったデジタルサービスについて、当該エリアに実装するとともに、他のエリアにも面的に展開したいがTYPE1の対象事業となり得るか。※関連QA P3 Q4

A 一部エリアにおいて実証実験を行ったデジタルサービスが、地域の課題解決や魅力向上の実現に資するものであり、他のエリアにも迅速に横展開可能な段階に至っているものであれば対象となる。

2.優良モデル導入支援型【TYPE1】-全般-

Q16 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプにてTYPE2/3として採択された団体が、次年度（R7）交付（予定）のTYPE1に申請することは可能か※関連QA P32 Q6

A 当該団体によるTYPE1の申請は、原則として、申請事業が構築済みのデータ連携基盤を活用して行われるものである場合に限り、申請することは可能（当該データ連携基盤を活用しない場合は、その理由について合理的な説明を行うこと。）。

Q17 複数のデジタルサービスの事業を、まとめて1つの事業として申請することは認められるか。

A 異なるモデルに基づく複数のサービスを1つの交付対象事業としてまとめて実施することの合理性が説明できる場合に限り認められる。サービスの分野が異なる等、1つの交付対象事業としてまとめる合理性が認められない場合、要素事業ごとに分けて申請いただくことが必要。

3.先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】-全般-

Q1 デジタル公共財とは何か。

A デジタル庁が地方公共団体に提供又は推奨するシステム又はサービスを活用して行われる取組であって、社会的課題解決のため、地域で広く共同活用可能な、各分野又は各分野横断的に共通に活用される基本的なサービス群を指し、エリアデータ連携基盤、デジタル認証アプリ、マイキープラットフォーム、公的個人認証（JPKI）デジタル地方創生サービスカタログの掲載サービスの一部などがこれに該当する。

Q2 新興型デジタル公共財とは何か。

A NFTなどのブロックチェーン技術の活用、AIの先行的な活用、新しい用途でのマイナンバーカードの活用など、まだ広く普及するには至っていないが、将来的には協調領域として広く共同活用可能なポテンシャルを有するサービス群を指す。

Q3 なぜ、共同調達・利用が求められるのか。

A TYPEVは、申請要件としてデジタル公共財又は新興型デジタル公共財の複数団体による共同調達・利用を求めているが、これは、広く活用されるポテンシャルのあるサービス等をまとめて調達・利用することによって規模の経済を働かせ、価格効果をはじめ自治体が導入しやすい市場を形成することを目的に実施している。これまで、各自治体による調達では、複数の調達事案を束ねる見通しが立たず、結果的に事業者が各自治体に対して個々の投資回収が可能な水準の価格設定を行うことが通常であり、このため各自治体にとっては単費で導入することが困難な水準の市場形成がなされてきた。この状況を踏まえ、本事業では、これを広く様々な自治体に活用しやすい市場とする契機を作ることを狙いとしている。なお、こうした価格効果以外にも、調達仕様の標準化・共通化の推進、これを導入支援する人材に必要なスキルの共通化による育成やリスクの加速など、様々な狙いを有している。

Q4 なぜ共同調達・利用の取組を支援するのか。

A これまで予算の観点から断念していた小規模自治体にとっても複数の団体において共同でシステム・サービスを構築・運営することにより、規模の経済による恩恵を受けることができる。加えて、地域で広く共同利用可能なデジタル公共財を共同調達・利用することで、人口減少等により、リソースが限られる中でも住民サービスの維持向上を期待でき、例えば、複数サービスや自治体間でのデータ連携を通じて、より効果的に個人に最適化されたサービスが提供できることを期待し、支援を行っている。

3.先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】-全般-

Q5 複数自治体による共同調達・利用とはどのようなものか。

A 様々な形態があり得るが、①複数自治体で既存事業を連携させる場合（改修・拡張による共同利用）、②複数自治体で新規事業を共同で行う場合（事前連携又はデジタル庁の支援による共同調達・共同利用）、③自治体単独事業だがサービス効果を複数自治体で享受する場合（1自治体のサービスの共同利用）などを想定している。

Q6 A5②で複数自治体が事前連携し自主的に共同調達を行う場合にあって、各自治体における独自要件を設定する形での調達は要件を満たすか。

A 個別のケースについては前広にご相談いただきたいが、原則として各自治体における独自要件の設定は想定しておらず、要件を満たさない。

Q7 複数自治体が調達・契約・費用負担の主体となることは必須要件となるか。

A A5③の場合では単独自治体が調達・契約・費用負担の主体となることも想定されるように、複数自治体がサービス利用の主体であるだけでも要件を満たす。ただし、この場合であっても各自治体におけるKPI設定を求める。

Q8 共同調達・利用の合意は、何を示せば良いのか。共同申請を行うことが必要か。

A 申請に当たり、複数の自治体が連携のうえ共同で調達・利用を行う旨の宣誓を申請書において行うこととなる。その際には、議会の下承を求める等特別の対応を求めるものではなく、自治体当事者間において合意があることを以て足りる。また、共同調達・利用を行う相手となる自治体が決まっていない場合は、共同利用・調達の意思を宣誓する必要はあるが、令和7年6月末を期限の目途として、共同調達・利用を行う自治体が見つからなかった場合には、必須要件を満たさないものとして取り扱うので留意されたい。なお、共同調達・利用の合意は、それぞれの自治体の申請書の中で、相互に相手に言及しつつその意思を宣誓すれば足り、共同申請を行うことまでは要しない。

Q9 共同調達・利用の相手はどのように探せば良いのか。

A 自ら相手を見つけれない場合は、事前相談フォームに回答いただいたうえで、事前相談のプロセスを通じて、相手を探していただくこととなる。

Q10 事前相談フォームとは何か。

A 事前相談フォームとは、交付金の事前相談期間に行われるTYPEV申請希望団体への事前状況調査を指す。デジタル庁は、連携先自治体の有無などを事前に把握の上、TYPEV申請の支援を行うことから、TYPEVを申請する見込みの自治体については、共同調達・利用の調整の進展具合の如何に関わらず、全ての自治体に事務連絡に記載のフォームから〆切期日までに回答をお願いしたい。なお、事前相談フォームに回答を行ったが結果的に申請を行わないこととなっても差し支えない。また、期限までに事前相談フォームに回答できなかった場合に最終的に申請を行うことも差し支えないが、この場合であって、申請時点で共同調達・利用の相手がまだ見つからない場合、6月末目途を期限としてその調整が終了しなければ、交付決定を得た場合であっても、必須要件を満たさないものとして取り扱うので留意されたい。

3.先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】-全般-

Q11 デジタル庁が行うRFIとは何か。

A デジタル庁では、事前相談フォームへの回答によりニーズが明らかとなったデジタル公共財又は新興型デジタル公共財について、事前相談フォームへの回答を通じて集めた情報に基づき、ミニマルインターオペラビリティ（※）も含めて仕様を定め、事業者へ条件募集（Request for Information（RFI））を行う予定である。その結果、これに応える意思のある事業者から、それぞれの製品・サービスに関する情報を収集のうえ、その中から、デジタル庁において推奨にたるものについて選定を行う。必要な標準的調達要件（サービス範囲や価格設定など）を調整の上で、共同調達・利用の対象として推奨するサービスの仕様等の一覧を、申請自治体に対し提示することとしている。
※デジタル庁にて最低限の標準機能項目を抽出し、ミニマルインターオペラビリティを備えたサービスとして仕様書上に提示する。

Q12 RFIを活用する予定がない場合も事前相談フォームに回答することが必要か

A 事前相談フォームへの回答はTYPEVへの申請を希望するすべての自治体対象となっており、回答を行う必要がある。RFIを経ない場合であっても、共同調達・利用を行う予定のデジタル公共財又は新興型デジタル公共財が交付金の要件を満たすものとなっているのか事前確認を行わせていただくほか、共同調達・利用を希望する自治体の有無やその検討状況について把握し、その他の団体との事前相談にも活用させていただく予定である。

Q13 RFIの結果を踏まえ、自治体は、どのように共同調達・利用を行えばよいのか

A RFIにより情報提供を受けた自治体は、交付決定した事業の事業者を選定するに当たり、共同調達・利用を行う連携先自治体と共に、当該部分に関する仕様又は契約書の案をデジタル庁の推奨する仕様を基に調整し、調達・契約を行うものとする。なお、当該調達の実施に当たり、その調達方法に特段の制限は無く、各自治体の判断において、指名競争入札や随意契約を行うことも妨げるものではない。ただし、デジタル庁が推奨する仕様を用いずに調達をしようとする場合は、事前にデジタル庁と個別に協議を行い、合意を得ていただきたい。

Q14 RFIによる推奨仕様がいないサービスの利用を検討する場合は、どうすればいいのか。

A 事前相談フォームへの回答の時点でその旨をデジタル庁に申し出ていただきたい。共同調達・利用を行う相手を自力で見つけられない場合には、事前相談の期間において、類似のサービスの活用を検討している自治体をご紹介したい。逆に、共同調達・利用を行う相手も、活用するサービスも決まっている場合は、事前相談フォームへの回答の際にその旨を回答いただき、対象となることをデジタル庁へ個別に確認いただきたい。

3.先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】-全般-

Q15 TYPEVについては、引き続きエリアデータ連携基盤とWell-Being指標の活用が必須要件となるのか。

A エリアデータ連携基盤については、デジタル公共財の一つとして取り扱うものとし、その活用は必須要件ではない。Well-Being指標についても必須要件ではなく、住民や地元事業者、域外の投資家や多様な専門人材の協力を引き出すことを期待して評価項目としている。

Q16 TYPEVの要件に合致しているかが不安なため、TYPE 1とTYPEVのどちらにも申請することは可能か。また、TYPEVとして申請し不採択となった場合、TYPE1として採択されることはあり得るか。

A まずは前広に事前相談をいただいたうえで、申請条件や、支援内容（上限額・補助率）を踏まえ、申請者側にてどちらかを選択した上で申請いただきたい。ただし、TYPEVとして申請し不採択になった場合、TYPE1として再申請することはできない。

Q17 これまでに旧TYPE2/3を活用して実施している事業を拡張するような事業について申請することは可能か。

A TYPEV申請の対象となる。既存の事業だけでは地域における課題や需要に応ずることが難しいこと、既存サービスから改善したポイントを明確に説明できること、新たなサービスを行うのと同程度の拡充効果があるものであること等の事情を説明することが必要であり、純粋なランニングコストのみでは対象にならず、拡充要素を要する。拡充要素は、システムの開発・改修のみではなく、既存サービスについて、活用した新たなサービスメニューや新たな顧客層に対するサービスなども含み得ることとし、当該拡張により地域・住民に裨益する効果を従前のKPIに上乗せして示すことが求められる。

Q18 「AIの高度活用」とは、どのようなものか。

A サービス提供の効率化とユーザーにとってのサービス品質向上の双方に寄与する取組の創出を支援するものを前提とし、サービス提供の主たるロジック設計部分等において、アルゴリズム又は使い方が高度であるケースを想定している。既存のAIサービスにおいては、それを活用した新たなサービスを創出により、地域課題を解決するものを対象とする。なお、TYPE1の対象となり得る簡易的な活用事例（自動化・効率化が主となるもの）は高度活用とは認められない。

Q19 「新興型デジタル公共財」の要件を満たしているかどうかは、誰がどのように審査するのか。

A デジタル庁においてモデル性評価項目を審査のうえ、有識者審査に諮ることを想定している。

3.先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】-Well-Being/ロジックツリー-

Q1 「Well-Being指標の活用」とはどのようなものか。

A Well-Being指標について、デジタル庁が準備するサイトや自治体アンケート調査支援システムなどを用いて計測すること、取得したWell-Being指標を有効に活用する予定が具体的になっているかを評価する。

Q2 アンケートはどのように計測すれば良いか。質問は自治体独自のものでかまわないのか。

A デジタル庁が準備する自治体アンケート調査支援システムなどを住民に対して実施する（紙・Web併用、Webのみ）ほか、調査会社へ依頼するなどの方法がある。各自治体の必要に応じて、独自設問を加えることも可能。

Q3 Well-Beingのワークショップとはどのようなものか。誰を対象としてやるものなのか。

A Well-Being指標の主観及び客観指標等を用いて、地域の現状や強み・課題を共有するワークショップで、参加者は、採択団体職員、住民、事業者を含む関係者等を想定している。Well-Being指標活用ファシリテーター紹介・派遣事業を活用されたい。実施後、参加者及びワークショップで得られたコンセンサスについて公表するとともに、デジタル庁への報告にご協力いただきたい。

Q4 「ロジックツリーの活用」とはどのようなものか。

A デジタル庁が公開したリファレンス・ロジックツリーを参照するなどして、Well-Being指標分析を経て浮き彫りとなった課題に対し、関連する施策群を俯瞰し、重視すべき施策と相互に影響を及ぼす施策を検証・分析を行うツールとしてのロジックツリーを作成する予定であることを評価する。

Q5 ロジックツリーはどのように作成すればよいか。作成したものは公開する必要があるか。

A 部局を超えたメンバーによるチームを編成し、リファレンス・ロジックツリーを参照しながら作成することを想定している。具体的な方法はリファレンス・ロジックツリー活用ガイドをご参照いただきたい。公開については各団体の判断による。

リファレンス・ロジックツリー活用ガイド

https://well-being.digital.go.jp/downloads/referencelogictree/reference%20logic%20tree_guidebook_20241016.pdf

3.先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】-エリアデータ連携基盤-

Q1 エリアデータ連携基盤の整備目的は何か。

A 暮らしを支える様々なサービスの中で、必要なデータの連携・共有を進めることにより、更に個人のニーズに最適化されたサービスの提供を実現するため。また、そこから得られたデータを利活用することで、地域課題の解決につなげるため。

Q2 「エリアデータ連携」とはどのようなものか。

A エリアデータ連携とは、外部連携やオープンインターフェースを活用して複数のデータをつなぎ合わせることにより、新たなデータの作成や、これを活用してサービスを提供したり、業務を行ったりすることにより、個人のニーズに最適化されたサービスの提供や業務の質の向上、効率化を実現する等の付加価値を生み出すもの。

Q3 デジタル庁が提供する推奨モジュールとは何か。

A 持続的なサービス提供及び発展に向けては、サービス、データ、エリアデータ連携基盤の間の相互運用性の確保が重要であり、それを実現する上でコアとなる部品が「APIゲートウェイ」「ブローカー（非パーソナル）」「ブローカー（パーソナル）」である。デジタル庁ではこれらの部品に関する推奨モジュールをOSSとして公開している。 https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation/

Q4 政府相互運用性フレームワーク（GIF）の詳細情報はどこにあるのか。

A GIFの詳細情報はデジタル庁で公表している。
https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework/

Q5 他団体が構築したエリアデータ連携基盤を活用した申請は対象になるか。

A 他団体が既に構築したエリアデータ連携基盤に相乗りするなど、複数団体に1つのエリアデータ連携基盤を共同利用する場合も申請は可能です。（特に、小規模の団体などイニシャルコスト、ランニングコストを1団体のみで負担せず、共同利用することでコストを削減しつつ利用することは資金的持続性の観点から望ましい。）

なお、エリアデータ連携基盤は共同利用するが、サービスの事業実施主体が異なり実装するサービス自体は共同で行わない場合は、団体ごとに別の申請としていただきたい。ただし、申請書には具体的にどのエリアデータ連携基盤を活用なのか等体制含めた記載をお願いします。

また、費用負担について、共同利用にあたり、所有側の自治体の既存エリアデータ連携基盤の負担が改修費のみの場合は、負担金扱いとして申請側自治体の対象経費に計上することを認める（収支予定にその旨記載すること）。

3.先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】-エリアデータ連携基盤共同利用ビジョン-

Q1 エリアデータ連携基盤の「共同利用」の定義とは何か。

A 同じ基盤（システムやデータ）を共同で利用することを表現しており、共同利用ビジョンを検討する際はまず前提としていただきたい。ただし、無理な共同利用が弊害を生む場合には、既存のデータ連携基盤同士を相互接続して継続利用する形も想定される。また、必要に応じて、都道府県を越えた取組が行われることも好ましいことと考えられる。

Q2 共同利用ビジョンはいつまでに策定する必要があるか。

A 令和6年度中（令和7年3月31日まで）であれば差し支えないが、令和7年度取組等との関係で合理的な時期に策定いただくことが望ましい。

Q3 共同利用ビジョンは、国へ提出し、内容についての承認を受ける必要はあるか。

A 国による承認等を行わないが、全国のエリアデータ連携基盤に関する取組状況を把握するため、案の段階から事前にデジタル庁へ共有いただきたい。また、策定後は、HP等で公表いただくことを想定している。

Q4 都道府県及び都道府県内の市区町村において今回の交付金の申請がない場合でも共同利用ビジョンの策定は必須なのか。

A 交付金の申請がない場合であっても策定いただきたいと考えている。なお、エリアデータ連携基盤の共同利用に関しては関係府省庁とも連絡調整しているところ、新地方創生交付金に限らず単費や他省庁の補助金等を活用し、エリアデータ連携基盤の新規構築を予定している場合については、準じて対応いただきたいと考えている。

Q5 共同利用の際にエリアデータ連携基盤を提供する側に発生する改修費等についても交付金の対象経費となるか。

A 対象経費となる。例えば、都道府県が構築したエリアデータ連携基盤において、申請する市区町村にサービス提供するために新たに改修が必要となる場合、都道府県側に発生する基盤の改修費について、交付金の申請主体となる市区町村側の事業費内に、都道府県に対する負担金扱いとして計上可能。

Q6 共同利用ビジョン策定後、事業実施段階での状況の変化により、共同利用ビジョンと交付申請内容が異なった場合、交付金の返還を求められるなど、自治体に不利益が生じることはあるのか。

A 申請時点では、共同利用ビジョンと申請内容について整合性を取っていただきたいが、事業実施にあたり、作成した共同利用ビジョンと相違が生じたことを理由に返還を求めることは想定していない。ただし、変更内容により個別に聞き取りを依頼する場合がある。

共同利用ビジョンの策定にあたっては、下記サイトに掲載のガイドブックをご確認ください。

https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation#guidebook

4. デジタル行財政改革先行挑戦型【TYPES】

Q1 「デジタル行財政改革の基本的考え方」とはどういったものか。

A 第1回デジタル行財政改革会議において示されているとおり、

1. 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。
2. あわせて、デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動。
3. EBPMの手法も活用し、KPIや政策効果の「見える化」を進め、予算事業を不断に見直し。

これらによって、デジタルの力を活用して、豊かな社会・経済、持続可能な行財政基盤等を確立する。というのがデジタル行財政改革の基本的考え方である。

（参考）第1回デジタル行財政改革会議（会議資料4）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozakaikaku/kaigi1/kaigi1_siryou4.pdf

Q2 TYPESの申請要件はどういったものとなるか。

A 要件は現在検討中であり、募集開始時にあらためて示す。

Q3 概要資料に記載の6分野（子育て・児童福祉、介護等、交通、教育、防災、インバウンド・観光）以外の分野における取組もTYPESの支援対象になり得るのか。

A 6分野を念頭に、事務局から公募プロジェクトの内容について改めてお示しする予定。TYPESについては、各団体においてプロジェクトを独自に企画・立案するのではなく、事務局がお示しするプロジェクトを前提として、それに取り組む意向のある自治体に申請いただく流れを想定している。

Q4 同一事業をデジタル実装型の他のタイプ等と同時申請することは可能か。※関連QA P20 Q2

A 同一事業を複数のタイプに申請することはできない。事業の範囲が明確に切り分けられた別の事業であれば、同一自治体が複数のタイプに申請することは可能。

Q5 TYPESの申請も、デジタル実装型（TYPE1/V）における申請のうち1件とカウントされ、上限件数の制約を受けるのか。※関連QA P4 Q8

A TYPESへの申請は、他のタイプへの申請上限とは別枠として扱う。

Q6 過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプにてTYPE2/3として採択された団体が、今回TYPESに採択された場合、当該TYPES採択事業を過年度採択のTYPE2/3で構築したデータ連携基盤に接続する必要があるか。※関連QA P24 Q16

A 原則として、構築済みのデータ連携基盤に接続する必要がある（当該データ連携基盤に接続しない場合は、その理由について合理的な説明を行うこと。）。

5.その他

Q1 実施計画書に記載したKPIについて、事業実施翌年度以降、達成状況調査は毎年度行われるのか。

A 各事業単位でのKPI達成状況については、当該事業終了の翌年度から、内閣府の効果検証調査事業を通して、計画書に記載された3年間分を毎年確認する。ただし、KPIの達成状況によっては調査期間を延長する場合がある。

Q2 交付決定後に計画に変更が生じた場合はどのような手続きが必要か。

A 計画に変更が生じた場合は、変更申請の手続きが必要となる。申請方法など詳細は別途発出する事務連絡をご確認いただきたい。

Q3 申請事業の実施にあたり、事業者との契約は随意契約によって実施したいが問題ないか。

A デジタル実装型(TYPE1/V)においては、委託事業等、直接補助事業によるシステム等の調達にあたり、十分な競争原理が働く環境の下で、適切な調達が行われることが望ましい。申請を行う地方公共団体においては、原則として一般競争入札による調達等を行う等、十分な競争原理が働く環境を確保いただきたい。なお、随意契約等は、政令に定める場合に限り、これによりことができるものであり、十分に注意されたい。また、事業完了後の事業実施報告において、調達の実績や手法を聴取するとともに、随意契約で調達を行った場合は、理由を聴取することとなることに留意されたい。

Q4 別添4「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型TYPE1）の取扱いについて」及び別添5「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型TYPEV）の取扱いについて」において、交付金の具体的使途や実施体制、効果検証の結果を地方公共団体のウェブサイトにて公表することとされているが、どのような内容を公表すべきか。

A デジタル実装型(TYPE1/V)においては、交付金の具体的使途については、大括りした経費ではなく、事業内容、支援対象者、支出方法（補助、委託等）、設備・備品の種類など、詳細な使途が分かるよう公表すること。また、実施体制については、事業推進主体や委託先、再委託先等を含め、交付金事業を実施・執行する者の役割・関係性が分かるよう公表すること。加えて、調達における仕様書や調達価格がわかる資料も上記に併せて公表すること。効果検証の結果については、事業名称や交付対象事業費、事業概要、KPIの達成状況に加え、実施計画と比較した現況や課題の把握、阻害要因の把握・分析・対応、産官学労言等の地域のステークホルダーの意見を踏まえた評価の結果、次年度以降に向けた実施計画の見直し内容など、適切なPDCAサイクルが運用されていることが分かるよう、具体的に公表すること。なお、上記内容の公表時期に関して、交付金の具体的使途や実施体制については各年度の交付決定後速やかに、効果検証の結果については毎年度の効果検証が完了次第速やかに公表するよう努めること。

<新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型 制度全般>

内閣府地方創生推進室／内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

担当：山内、角田、伊藤、番匠、森川（担当参事官：藤井 信英）

電話：03-6257-3889 Eメール：digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

<新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型 TYPEV モデル性審査>

デジタル庁 新地創交付金（デジタル実装型 TYPEV）担当

担当：高田、原、名倉、小山、小林（担当参事官：松田 昇剛）

電話：03-6872-6250 Eメール：dd-type2.3@digital.go.jp

<デジタル実装型 TYPES>

内閣官房 デジタル行財政改革会議事務局

Eメール：types.h8m@cas.go.jp

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。